

# 登別市学校教育情報化推進計画

登別市教育委員会

令和3年5月

第1章 登別市学校教育情報化推進計画の策定について	1
1 策定の趣旨	
2 計画の位置付け	
3 計画期間	
第2章 計画策定の背景	2
1 背景	
2 国の動向	
(1) 政府の動向	
(2) 文部科学省の動向	
3 道の動向	
4 登別市の現状と課題	
第3章 基本方針と施策	7
1 基本方針	
2 各施策の取組	
基本方針1 子どもたちの情報活用能力の育成	9
1 ICTを活用した多様な方法による学習の促進	
2 障がいのある児童生徒のICT活用の推進	
3 相当の期間学校を欠席する児童生徒に対する教育の機会の確保	
4 先端技術を活用した新たな学習の推進	
5 調査研究等の推進	
基本方針2 ICTを活用した「分かりやすく深まる授業」の実現	12
1 学校の教職員のICT活用指導力の向上	
基本方針3 校務の情報化の推進	13
1 学校における校務の負担軽減	
基本方針4 教育の情報化に向けた環境整備	14
1 学校におけるICT活用のための環境整備	
2 学習の継続的な支援等のための体制整備	
3 個人情報保護等	
4 ICTの活用を支援する人材の活用	
5 市民の理解と関心の増進	
参 考	17

# 第1章 登別市学校教育情報化推進計画の策定について

## 1 策定の趣旨

日本を取り巻く経済・社会は「第4次産業革命」とも言われる大きな変革期にあります。AIやロボティクス、ビッグデータ、IoTといった技術の急激な発展に伴い、日本において Society5.0 と言われる超スマート社会の到来が予想されています。このような急激な社会的変化が進む中で、子どもたちは予測できない変化を前向きに受け止め、主体的に向き合い・関わり合い、自らの可能性を発揮し、より良い社会と幸福な人生の創り手となる力を身に付けることが求められており、それに対応して学校教育も変化していかなければなりません。

このような背景から、未来の創り手となる子どもたちが、これからの時代に求められる資質・能力の習得が可能となる学校教育を実現するために、本計画を策定しました。

## 2 計画の位置付け

登別市では、登別市総合計画の個別計画として位置付けられている「登別市教育振興基本計画」に沿って様々な教育施策を推進してまいりました。本計画は、この計画の中で掲げられている「特色ある教育活動の推進」の中で、学校教育情報化における目指すべき姿を実現するための計画です。

## 3 計画期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。ただし、情報化や技術革新が急速に進行しているため、令和5年度までの3年間の第1期とし、必要に応じて内容を見直した上で、令和6年度からの2年間の第2期とし、計画を推進していきます。

## 第2章 計画策定の背景

### 1 背景

政府の科学技術基本計画や成長戦略実行計画に記載されているとおり、日本を取り巻く経済・社会は大きな変革期にあります。21世紀に入り、科学技術の大きな進展に加え、情報通信技術の急激な進化、IoT・ビッグデータ・AI等の技術革新により、全ての人とモノが繋がり様々な知識や情報が共有される社会、Society5.0(超スマート社会)の到来が予想されています。

Society5.0(超スマート社会)について、科学技術基本計画では、

超スマート社会とは、「必要なもの・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供し、社会の様々なニーズにきめ細かに対応でき、あらゆる人が質の高いサービスを受けられ、年齢、性別、地域、言語といった様々な違いを乗り越え、活き活きと快適に暮らすことのできる社会」

と定義されています。

また、政府の成長戦略実行計画では、

第4次産業革命は、同質的なコスト競争から付加価値の獲得競争への構造変化をもたらすデジタル化を企業経営者が本格活用し、いかに差別化を図り、付加価値の高い新たな製品、サービスを生み出すかという競争であり、付加価値の創出・獲得が課題である。第4次産業革命は、労働市場にも大きな影響を及ぼす。現在、世界的に中スキルの仕事が減少し、高スキルと低スキルの仕事が増加する「労働市場の両極化(Polarization)」が進行している。高スキルの雇用を増加させるためには、機械やAIでは代替できない創造性、感性、デザイン性、企画力といった能力やスキルを具備する人材を育てていく必要がある。

第4次産業革命が進むと、創造性、感性、デザイン性、企画力といった機械やAIでは代替できない人間の能力が付加価値を生み出すようになる。労働市場の両極化に対応し、付加価値の高い雇用を拡大するためには、初等教育を含めた教育制度においても、間違えない優等生の量産から、様々な発想や異質なアイデアを尊重することで、それぞれの領域で抜きん出た才能を有する人材を育成する方向へ見直す必要がある。

といったことが述べられています。

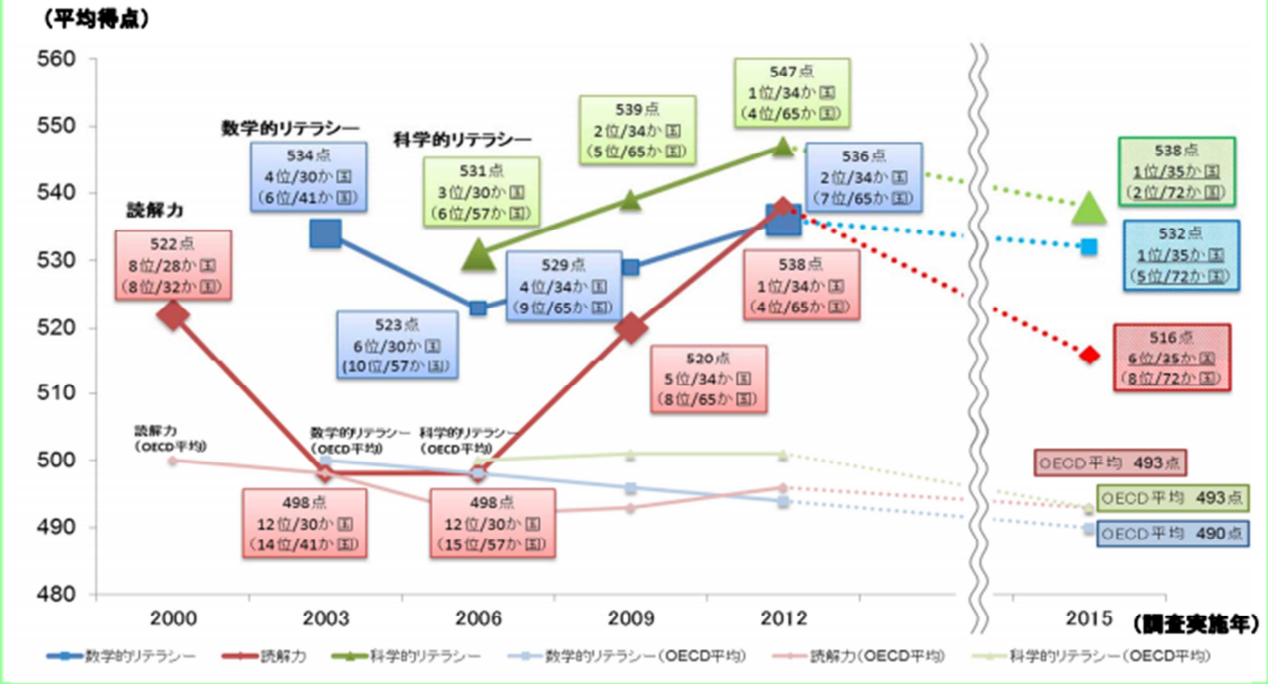
一方で、OECDが進めている国際的な学習到達度に関する調査であるPISA2015においては、日本の教育におけるICT活用はOECD加盟国の中で最も低い水準であることが示されています。OECD PISA2015の【ICT親和性項目】の分析・考察の分析結果によると、日本における校内・校外におけるICTの利用頻度は、共に47か国中で最低レベルであると分析されています。

更に、前回調査(PISA2012)に比べて読解力の平均点が有意に低下していることが明らかになりました。PISA2015では、情報通信技術を切り離すことができない現代社会にあって生徒の知識や技能を活用する能力を測るため、また、よりインタラクティブで多様な文脈の問題を提示するため、調査の方式がコンピュータ使用型調査(CBT)に移行されました。そ

れにより、コンピュータ上の複数の画面から情報を取り出し考察しながら回答する問題などで戸惑いがあったため、読解力の平均点が有意に低下したという指摘がなされています。

## 平均得点及び順位の推移

※各リテラシーが初めて中心分野となった回(読解力は2000年、数学的リテラシーは2003年、科学的リテラシーは2006年)のOECD平均500点を基準値として、得点を換算。数学的リテラシー、科学的リテラシーは経年比較可能な調査回以降の結果を掲載。中心分野の年はマークを大きくしている。  
 ※2015年調査はコンピュータ使用型調査への移行に伴い、尺度化・得点化の方法の変更等があったため、2012年と2015年の間には波線を表示している。



このように、社会のICT環境が劇的に変化を遂げている中、海外ではICTを教育分野に積極的に活用している反面、日本は諸外国に比べて教育分野のICT環境整備や先端技術の導入が遅れており、学校と社会が乖離しているという課題に直面しています。次代で活躍するべき子どもたちに、新しい時代で生きていくために必要な資質・能力を育成するための教育情報化を推進するとともに、先端技術を活用することで教育の在り方を変化させていくことが、今後の学校教育には必要であると考えます。

## 2 国の動向

### (1) 政府の動向

2018年(平成30年)に閣議決定した「教育振興基本計画」では、ICT利活用のための基盤の整備が目標に掲げられ、「①情報活用能力の育成、②主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善に向けた各教科等の指導におけるICT活用の促進、③校務のICT化による教職員の業務負担軽減及び教育の質の向上、④それらを実現するための基盤となる学校のICT環境整備の促進に取り組むこと」が示されました。

2019年(令和元年)12月5日には「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」を閣議決定し、「初等中等教育において、Society5.0という新たな時代を担う人材の教育や、特別な支援を必要とするなどの多様な子供たちを誰一人取り残すことのない一人一人に応じた個別最適化学習にふさわしい環境を速やかに整備するため、学校における高速大容量

量のネットワーク環境（校内LAN）の整備を推進するとともに、特に、義務教育段階において、2023年度（令和5年度）までに、全学年の児童生徒一人一人がそれぞれ端末を持ち、十分に活用できる環境の実現を目指すこととし、事業を実施する地方公共団体に対し、国として継続的に財源を確保し、必要な支援を講ずることとする。あわせて教育人材や教育内容といったソフト面でも対応を行う」ことを示しました。その後、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、2020年（令和2年）4月7日に閣議決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」において、児童生徒一人1台端末の整備スケジュールの加速が示されました。

## (2) 文部科学省の動向

文部科学省は、2017年（平成29年）3月に小学校及び中学校の学習指導要領を改訂し、小学校では2020年度（令和3年度）、中学校では2021年度（令和3年度）から全面実施されました。

学習指導要領においては、「言語能力」等と同様に「教科等を超えた全ての学習の基盤として生まれ活用される資質・能力」の一つとして「情報活用能力」を位置付け、教科横断的に育成を図ることとしており、そのために必要なICT環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ることとされています。

小学校では、「情報手段の基本的な操作の習得」及び「プログラミングを体験しながら論理的思考力を身に付けるための学習活動を各教科等の特質に応じて計画的に実施すること」が、中学校では、「技術・家庭科（技術分野）の『情報の技術』において、双方向性のあるコンテンツのプログラミングを追加すること」などが盛り込まれています。

なお、改訂された学習指導要領の下で、教育の情報化が一層進展するよう、教師による指導をはじめ、学校・教育委員会の具体的な取組の参考となる、新しい「教育の情報化に関する手引」が2019年（令和元年）12月に公開されています。

また、2018年（平成30年）11月に公表した「新時代の学びを支える先端技術のフル活用に向けて～柴山・学びの革新プラン～」を受けて、「新時代の学びを支える先端技術活用推進方策（最終まとめ）」を2019年（令和元年）6月に取りまとめました。同まとめにおいては、「多様な子供たちを誰一人取り残すことのない、公正で個別最適化された学び」を実現するために、目指すべき次世代の学校・教育現場を具体的に提示し、その現状と課題が整理されています。

2019年（令和元年）6月には「学校教育の情報化の推進に関する法律」が成立し、公布・施行されました。同法は、学校教育の情報化の推進に関し、基本理念を定め、関係者の責務を明らかにすること等により、学校教育の情報化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで、次代の社会を担う児童生徒の育成に資することを目的としています。

さらに、2019年（令和元年）12月には、閣議決定した「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」を受け、「GIGAスクール構想の実現」を打ち出し、「子供たち一人一人に個別最適化され、創造性を育む教育ICT環境の実現」に向けて取組を進めています。

## 【参 考】

教育の情報化に関する政府全体としての主な政策・提言等

○2018年（平成30年）6月15日：教育振興基本計画

○2019年（令和元年）6月21日：経済財政運営と改革の基本方針

○2019年（令和元年）6月21日：成長戦略実行計画、成長戦略フォローアップ

○2019年（令和元年）6月21日：統合イノベーション戦略 2019

○2019年（令和元年）12月5日：安心と成長の未来を拓く総合経済対策

教育の情報化に関する文部科学省における最近の主な報告等

○2019年（平成31年）1月25日

：新しい時代に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について

○2019年（令和元年）6月25日

：新時代の学びを支える先端技術活用推進方策（最終まとめ）

## 3 道の動向

ICTの進化は様々な分野に大きな変化をもたらし、今や、生活や企業の活動を支える社会基盤となっており、ICTの利活用はさらに進展していくことが予想されます。特に、IoTやビッグデータ、AI等をはじめとする技術革新により、雇用情勢にも大きな変化が予想されています。

さらに、広域分散型の地域特性を有する本道においては、ICTの利活用の促進により、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方が可能となり、住み慣れた地域で快適な暮らしができるようになるなど、生活の質的な変化も期待されています。

このため、子どもたちには、ICTを主体的に使いこなす力を身に付けさせるとともに、有害情報の氾濫や個人情報の漏えい、ネット依存症といった問題の発生を踏まえ、インターネットの危険性や情報モラルについての正しい知識を身に付けさせることが重要となっています。

## 4 登別市の現状と課題

文部科学省は、第3期教育振興基本計画の中で、ICT環境整備についての指標を示しています。また、令和元年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果において、全国の市町村の結果を取りまとめた。登別市の現状、情報化の実態等の調査結果は、次のとおりとなっています。

調査項目	単位	登別市内	北海道
教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数	台/人 (平均)	7.0	4.5
学習者用PC1台当たりの児童生徒数	台/人 (平均)	7.2	4.8
普通教室の大型提示装置整備率	%	62.5	21.5
普通教室の校内LAN整備率	%	100	99.0
普通教室の無線LAN整備率	%	0	10.8
インターネット接続率 (光ファイバ回線)	%	100	98.9
インターネット接続率 (30Mbps以上回線)	%	100	100
インターネット接続率 (100Mbps以上回線)	%	0	100
校内LAN (有線) 100Mbps以上	%	100	48.5
無線LAN 100Mbps以上	%	0	17.2

(「令和元年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果」より)

登別市と北海道の平均を比較すると「教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数」学習者用PC1台当たりの児童生徒数の項目が劣位となっています。

以上の比較結果を踏まえ、教育効果や財政状況等を勘案し、登別市の実情に応じた環境整備を推進する必要があります。



## 第3章 基本方針と施策

### 1 基本方針

本市において、教育の情報化を推進するために、「Society5.0 時代においても、夢や希望をもち『生きる力』を育むたくましい子どもの育成」を目的として、次に掲げる4つの基本方針を設定し、これらの方針に沿った12の施策を計画的かつ総合的に推進します。

#### **基本方針1：子どもたちの情報活用能力の育成**

将来の予測が難しい社会において、情報を主体的に捉えながら、何が重要かを主体的に考え、見いだした情報を活用しながら他者と協働し、新たな価値の創造に挑んでいくために、情報活用能力を育成することは重要です。また、人々の身近にある情報技術を手段として学習や日常生活に活用できるようにしていくことも必要とされています。

これらのことを踏まえ、子どもたちが Society5.0 時代においても、夢や希望をもち、主体的に生きる力を育むために、各教科等の特質に応じた適切な学習場面で、子どもたちの情報活用能力の育成を図ります。

また、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない、「公正に個別最適化された学び」を実現するために、先端技術等について調査研究を行いながら、活用を進めます。

#### **基本方針2：ICTを活用した「分かりやすく深まる授業」の実現**

ICTを活用した「分かりやすく深まる授業」を実現するために、情報教育推進協議会と連携しながら、管理職や情報教育推進員等向けの研修や、授業におけるICT活用研修を実施するとともに、授業実践例などの情報を発信します。

#### **基本方針3：校務の情報化の推進**

教職員が児童生徒の指導に対してより多くの時間を割き、各教科等の特質に応じた学習活動を充実させるなど、教育活動の質を向上するために、校務支援システムの安定的な運用、教員の業務負担の軽減を図る各種システムの導入等、校務の情報化を推進します。

#### **基本方針4：教育の情報化に向けた環境整備**

児童生徒一人1台端末や大型モニタ等をより有効に活用できるための環境整備を進めていきます。

また、教育情報化を組織的に推進するため、北海道教育委員会及び他市町との連携を図るとともに、各学校においては、学校長を「学校CIO」と位置付け、「情報教育推進員」等を決定するなど、校内推進組織の定着を図ります。

情報セキュリティの確保にも取り組み、教職員や子どもたちが日常的にICTを安全・安心に活用できる環境を構築します。

## 登別市立小中学校 教育情報化推進計画 体系図

Society5.0時代においても夢や希望をもち、  
『生きる力』を育むたくましい子供の育成

### 【基本方針1】 子供たちの情報活用能力の育成

- 1 ICTを活用した多様な方法による学習の促進
- 2 障がいのある児童生徒のICT活用の推進
- 3 相当の期間学校を欠席する児童生徒に対する教育の機会の確保
- 4 先端技術を活用した新たな学習の推進
- 5 調査研究等の推進

### 【基本方針2】 ICTを活用した「分かりやすく深まる授業」の実現

- 1 学校の教職員のICT活用指導力の向上

### 【基本方針3】 校務の情報化の推進

- 1 学校における校務の負担軽減

### 【基本方針4】 教育の情報化に向けた環境整備

- 1 学校におけるICT活用のための環境整備
- 2 学習の継続的な支援等のための体制整備
- 3 個人情報の保護等
- 4 ICTの活用を支援する人材の活用
- 5 市民の理解と関心の増進

## 2 各施策の取組

### **基本方針Ⅰ 子どもたちの情報活用能力の育成**

#### 1 ICT を活用した多様な方法による学習の促進

##### [取組の方向性]

小学校、中学校の実態に応じた、情報活用能力の育成に関する指導を充実させるために、ICTを活用した多様な方法による体系的な学習を推進します。

また、情報の誤認の危険性、情報発信者の責任、健康面への注意、インターネット上でのトラブル遭遇時の対応など、情報モラル教育の普及を図ります。

##### 【具体的な取組】

#### 1 情報教育の体系的な推進

- (1) 児童生徒一人一人の個に応じた指導を充実させるため、教科等のねらいや児童生徒の実態に応じてICTを効果的に活用した問題解決的な授業を実施し、「主体的・対話的で深い学び」を推進します。
- (2) 各教科等の特質に応じて、適切な学習場面で情報活用能力の育成を図るために、小中の繋がりを意識した年間指導計画等の作成及び活用を促します。
- (3) プログラミング教育の目的及び趣旨を踏まえ、各学校においてプログラミング教育を推進するため、登別市立小中学校で取り組まれた実践を基に全体計画例・年間指導計画例を改善し周知します。
- (4) 児童生徒にキーボード入力やインターネット上の情報の閲覧など、ICTを活用するための基本的な操作等を習得させるため、各教科等の特質に応じた適切な学習活動の充実に努めます。
- (5) 児童生徒が、問題を解決するために必要な情報をインターネット等で集め、その情報を整理・分析し、解決への見通しをもつことができる力を身に付けられるように、各教科等の特質に応じた学習活動の充実に努めます。
- (6) 各教科等のねらいを達成するため、オンライン授業を含めた一人1台端末等の効果的な活用の在り方を調査研究し、情報提供に努めます。
- (7) 児童生徒の情報活用の実践力を向上させるため、各教科や学校行事等、目的や場面に応じてICTを活用したプレゼンテーションを行う機会の充実に努めます。
- (8) 日本語指導が必要な児童生徒及び保護者と教職員との日常的な意思疎通や情報伝達を目的に多言語翻訳機を貸与し、学校生活への円滑な適応を図ります。

#### 2 情報モラル教育の取組

- (1) 児童生徒に情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度を育成させるために、道徳科など、各教科等の授業において、情報モラルの視点をもった学習活動の充実に努めます。
- (2) 学校や保護者から児童生徒のネットトラブルに関する相談があった場合は、解決に向けた方策を助言したり、専門機関を紹介したりするなど適切かつ迅速な対応を行います。
- (3) 情報モラル・情報セキュリティに関する児童生徒からの相談を受けた際の対処法や情報モラルの授業ができるよう、各学校に教材提供を行います。
- (4) 希望のある小・中学校を対象に、専門的な知識をもった講師等による、「スマートフォン・パソコン等の安全教室」を行います。

## 2 障がいのある児童生徒の ICT 活用の推進

### [取組の方向性]

障がいのある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた、効果的な ICT 活用を推進します。

### 【具体的な取組】

- (1) 障がいのある児童生徒が学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた ICT の有効な活用を推進します。
- (2) 特別支援学級及び通級による指導において、一人一人の障がいの状態や特性及び心身の発達の段階等に応じ、一人1台端末等の ICT 機器を有効に活用した学習活動を充実させます。
- (3) 学校で授業を受けることができない児童生徒に対し、ICT 機器を活用し人との関わりによる学びを保障します。
- (4) 研修等を通して、教員の知識・技能の向上を図り、児童生徒の障がいの状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた ICT 活用を推進します。
- (5) 特別支援学級担任向けの研修及び情報提供を行い、授業における ICT 活用を促します。

## 3 相当の期間学校を欠席する児童生徒に対する教育の機会の確保

### [取組の方向性]

相当の期間、学校を欠席する児童生徒の学ぶ機会の確保に向けた ICT 活用を支援します。

### 【具体的な取組】

- (1) 不登校児童生徒や別室登校児童生徒を対象に、タブレット端末等を活用したメール等による双方向支援や、学習教材の配信等、支援の在り方について検討します。
- (2) 適応指導教室通級生の面談時や個別学習の時間にタブレット端末を活用した学習支援を行います。

## 4 先端技術を活用した新たな学習の推進

### [取組の方向性]

多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない、「個別最適な学び」を実現するために、先端技術等の活用を推進します。

### 【具体的な取組】

- ア. 全国で実践された先端技術を活用した取組事例を集め、学校に還流します。
- イ. 教科等の指導に先端技術を取り入れるなど、教育の情報化を推進するために、民間企業及び大学等外部機関との連携を進めます。
- ウ. 多様な人々とのつながりを実現する学習や、個々の児童生徒の状況に応じた指導を行うために、遠隔教育を推進します。

## 5 調査研究等の推進

### [取組の方向性]

多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない「個別最適な学び」の実現及び学校における校務の負担軽減を実現するために、調査研究を推進します。

### 【具体的な取組】

- (1) 子どもの学びや教員の支援のための先端技術及び教育ビッグデータの利活用について、民間企業及び大学等外部機関と連携し、効果を探ります。
- (2) グループウェアや外部クラウド等を活用し、指導案等の各種資料や児童生徒の情報を共有するなど、細部に目が行き届いた学習指導や生徒指導を実現するための研究を進めます。
- (3) ICT機器を使用することによる児童生徒への健康面への影響及び教師や児童生徒が授業においてICTを円滑に活用するための留意事項について調査研究を行います。
- (4) 好事例を収集するなど、効果的なオンライン指導の方法等について調査研究を行います。

## ■ 基本方針Ⅰの目標指標 子どもたちの情報活用能力の育成 ■

指標名	基準値	目標値
	令和3年度	令和7年度
◇ICTを活用した授業の実践事例の公開数(本)	—	50
◇情報モラルの視点をもった学習活動を教育課程上に位置付け、実践している学校の割合(%)	—	100
◇タイピングの練習に取り組んだ学校数(%)	—	90

## **基本方針2 ICTを活用した「分かりやすく深まる授業」の実現**

### 1 学校の教職員のICT活用指導力の向上

#### [取組の方向性]

子どもたちの情報活用能力を育成する授業づくりのための研修等の充実を図ります。

#### 【具体的な取組】

- (1) ICTを効果的に活用した授業を実現するために、情報教育推進協議会と連携しながらICT活用研修を実施するとともに、授業実践例などを外部クラウドに掲載します。
- (2) ICTを活用した各教科等における授業づくり及び情報モラルの指導に関する研修を行います。
- (3) 学校CIO研修を年1回実施し、教育の情報化の意義・目的、学校CIOの役割等の理解を図ります。
- (4) 教育情報化推進担当者研修を年1回実施し、教育情報化の最新動向や情報モラル・セキュリティに関する研修、実践事例の紹介や研究協議を行い各学校の校内研修につなげます。
- (5) 校内研修については、実施計画書の提出を求め、年間を通して計画的な研修を推進します。
- (6) 各学校に配備された教材を使用した体験型の研修等により、プログラミングに関する学習活動の充実を図ります。
- (7) 児童生徒一人1台端末の環境におけるICTの効果的な活用を促進するための研修を行います。
- (8) 特別支援学級在籍児童生徒の障がいによる学習上又は生活上の困難さを改善・克服するために、教員のICT活用に関する知識・技能の向上を図る研修を行います。
- (9) 特別支援学級担任等研修において、ICT活用についての情報交換の場を設定するなどし、活用を促します。

### ■ 基本方針2の目標指標 ICTを活用した「分かりやすく深まる授業」の実現 ■

指標名	基準値	目標値
	令和3年度	令和7年度
◇授業にICTを活用して指導する教員の割合(%)	—	100
◇児童生徒のICT活用を指導する教員の割合(%)	—	100
◇情報活用の基盤となる知識や態度について指導する教員の割合(%)	—	100

### **基本方針3 校務の情報化の推進**

#### **1 学校における校務の負担軽減**

##### **[取組の方向性]**

校務に係る教職員の負担及び業務時間の削減、教員の授業準備や教材研究等の時間確保を通して、教育活動の質を向上するため、校務支援システム等の充実を図ります。

##### **【具体的な取組】**

- (1) 教職員が安心して利用できる、安全な校務支援システムの構築及び円滑な運用を行います。
- (2) 校務支援システムを安定的に運用し、校務の情報化を推進します。
- (3) 校務支援システムにおいて使用する機能や帳票については、市町村間の差異を少なくすることにより、教職員の異動時における負担軽減を図ります。
- (4) グループウェア等の機能を活用し、情報共有を行うことで、教職員間のコミュニケーションを増加させるなど、校務支援システムの効果的な運用方法等についての研修を実施します。
- (5) 学校給食費の公会計化を導入することで、保護者の利便性の向上、学校給食費の徴収・管理業務の効率化、管理における透明性の向上、徴収における公平性を確保し、教員の業務負担の軽減を図ります。
- (6) 学校から保護者への統一した連絡システムを導入し、市教育委員会や学校と関係者（児童生徒保護者、教職員、地域関係者等）間の連絡体制を整備することで、児童生徒の安心安全をより一層促進するとともに、学校等からの連絡事項やアンケートの配信、各種情報の確認集約作業等をオンライン化することで、保護者の利便性を向上させるとともに、教員の業務負担の軽減を図ります。

#### **■ 基本方針3の目標指標 校務の情報化の推進 ■**

指標名	基準値	目標値
	令和3年度	令和7年度
校務の効率化に関する研修等受講者数の割合（％）	—	50

## **基本方針4 教育の情報化に向けた環境整備**

### **1 学校における ICT 活用のための環境整備**

#### **[取組の方向性]**

学習環境と教育の質の向上に向けて、児童生徒一人1台端末や大型モニタ等をより有効に活用できるための環境整備に努めます。

#### **【具体的な取組】**

- (1) 文部科学省が示した GIGA スクール構想実現のために整備した一人1台端末等を効果的に活用できるよう、活用に関する研修を充実します。
- (2) 用途に応じて効果的に活用できるように、クラウドサービスの整備・運用を行います。
- (3) 学校の状況に応じて、教室の ICT 環境について検討を行います。
- (4) 児童生徒の学びの充実や障がい等による学習上の困難の低減に向け、一部の学年、教科で、学習者用デジタル教科書等の導入を行います。
- (5) 全ての児童生徒の学びを保障することや長期臨時休業時の学びを保証することを目的に、モバイルルーターを整備し、家庭での一人1台端末の活用について検証を進めます。

### **2 学習の継続的な支援等のための体制整備**

#### **[取組の方向性]**

北海道教育委員会と連携し、教育の情報化を組織的に推進します。

#### **【具体的な取組】**

- (1) 教育情報化に係る各種取組を情報共有することで、北海道と他市町教育委員会との密な連携を図ります。
- (2) 学校長を「学校 CIO」と位置付け、「情報教育推進員」及び「学年担当者」を決定するなど、校内推進組織の定着を図るとともに、学校の組織的な教育情報化を推進します。
- (3) 教育情報化に関する先進事例の共有や北海道全体の教育情報化推進に向けた協議の場への積極的参加を促します。
- (4) 学校のニーズに応じて教育指導専門員を ICT 支援員として各校に派遣したり、ICT 機器等に関する相談対応等の支援をします。



### 3 個人情報の保護等

#### [取組の方向性]

「登別市教育情報セキュリティポリシー」を情報社会の変化に対応した内容に改訂し、教職員や子どもたちが日常的にICTを安全・安心に活用できる環境を構築するとともに、外部からの脅威に対し個人情報保護等の危機管理の徹底を図ります。

#### 【具体的な取組】

- (1) 「登別市教育情報セキュリティポリシー」をタブレット端末やクラウドの利用など、時代の変化に対応した内容に改訂し、周知徹底を図ります。
- (2) 学校において重大な情報セキュリティ事故が起こることを防ぐために、学校における情報セキュリティの組織体制の整備・管理状況について確認を行います。
- (3) 標的型攻撃など複雑かつ高度化されたセキュリティ上の脅威に対応するため、サーバやネットワーク機器の更新、資産管理ソフトやフィルタリングソフトの導入により、不正接続や有害情報の閲覧を禁止するなど対策を強化します。
- (4) 情報教育推進協議会において、情報セキュリティ研修を実施します。
- (5) 各学校では、情報教育推進員を中心に、情報セキュリティ研修を年1回以上実施します。

### 4 ICTの活用を支援する人材の活用

#### [取組の方向性]

教員自身のICT活用指導力の向上や児童生徒と向き合う時間の確保が期待できることから、ICT支援員（教育指導専門員）の活用を推進します。

#### 【具体的な取組】

- (1) ICT支援員の資質向上に努めるとともに、各学校での積極的な活用を推進します。

## 5 市民の理解と関心の増進

### [取組の方向性]

本市教育にかかる様々な取組を市民に分かりやすく情報発信し、市民の本市教育に対する興味・関心の喚起と理解促進に努めます。

### 【具体的な取組】

- (1) ホームページや広報等を活用し、登別市の教育に関する情報を発信します。
- (2) 学校ホームページの作成等に係る研修を実施し、一層の充実を図ります。また、SNS等を利用した手法についての研究を進めます。

## ■ 基本方針4の目標指標 教育の情報化に向けた環境整備 ■

指標名	基準値	目標値
	令和3年度	令和7年度
◇学校ホームページを週1回以上更新した学校の割合(%)	—	100
◇情報セキュリティ・情報モラルに関する研修受講者の割合(%)	—	50

## 学校教育の情報化の推進に関する法律 概要

資料2-2

### 第一 目的（1条）

高度情報通信ネットワーク社会の発展に伴い、学校における情報通信技術の活用により学校教育が直面する課題の解決及び学校教育の一層の充実を図ることが重要

全ての児童生徒がその状況に応じて効果的に教育を受けることができる環境の整備を図るため、学校教育の情報化の推進に関し、基本理念、国等の責務、推進計画等を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、もって次代の社会を担う児童生徒の育成に貢献

### 第二 定義（2条）

学校教育の情報化：学校の各教科等の指導等における情報通信技術の活用及び学校における情報教育の充実並びに学校事務における情報通信技術の活用

### 第三 基本理念（3条）

- ① 情報通信技術の特性を生かして、児童生徒の能力、特性等に応じた教育、双方向性のある教育等を実施
- ② デジタル教材による学習とその他の学習を組み合わせるなど、多様な方法による学習を推進
- ③ 全ての児童生徒が、家庭の状況、地域、障害の有無等にかかわらず学校教育の情報化の恵沢を享受
- ④ 情報通信技術を活用した学校事務の効率化により、学校の教職員の業務負担を軽減し、教育の質を向上
- ⑤ 児童生徒等の個人情報の適正な取扱い及びサイバーセキュリティの確保
- ⑥ 児童生徒による情報通信技術の利用が、児童生徒の健康、生活等に及ぼす影響に十分配慮

### 第四 国の責務等（4～6条）

国、地方公共団体及び学校の設置者の責務を規定

### 第五 法制上の措置等（7条）

政府は、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならないこと

### 第六 推進計画（8・9条）

1. 文部科学大臣は、基本的な方針、期間、目標等を定めた学校教育情報化推進計画を策定（総務大臣、経済産業大臣その他の関係行政機関の長と協議）
2. 地方公共団体も計画を策定（努力義務）

### 第七 基本的施策\*（10～21条）

- |                                 |  |
|---------------------------------|--|
| 1. デジタル教材等の開発及び普及の促進            | 7. 学習の継続的な支援等のための体制の整備                           |
| 2. 教科書に係る制度の見直し                 | 8. 個人情報の保護等                                      |
| 3. 障害のある児童生徒の教育環境の整備            | 9. 人材の確保等  |
| 4. 相当の期間学校を欠席する児童生徒に対する教育の機会の確保 | 10. 調査研究等の推進                                     |
| 5. 学校の教職員の資質の向上                 | 11. 国民の理解と関心の増進                                  |
| 6. 学校における情報通信技術の活用のための環境の整備     | ※ 地方公共団体は、国の施策を勘案し、その地域の状況に応じた学校教育の情報化の推進を図るよう努力 |

### 第八 学校教育情報化推進会議（22条）

1. 関係行政機関相互の調整を行う学校教育情報化推進会議を政府内に設置
2. 1.の調整を行うに際しては、有識者で構成する学校教育情報化推進専門家会議の意見を聴取

（令和元年6月28日公布・施行）

（出典：文部科学省）